

見直し対象事業 8

事業名：重度心身障害者医療費助成事業

所管課 障害福祉課

福祉サービス事業あり方検討事業の概要説明書

事業名	重度心身障害者医療費助成事業			所管課	障害福祉課
予算額 (R 元年度)	国県支出金	地方債	その他	一般財源	
326,319 千円	148,511 千円			177,808 千円	

(1) 事業の目的

重度心身障がい者の保健の向上及び福祉の増進のため。

(2) 事業の内容

対象者	身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳 A 1・A 2 身体障害者手帳 3 級かつ療育手帳 B 1 精神障害者保健福祉手帳 1 級
助成額	医療機関で月額 1,000 円以上の自己負担額（保険診療分）を支払った場合に、その支払った額の医療費を助成する。
助成方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 令和元年 9 月受診分まで…償還払い 市へ支給申請 → 後日口座に振り込み ■ 令和元年 10 月受診分から…自動償還払い（姫島村除く県内市町村） 各医療機関等から国保連合会を經由し医療費データが市町村へ → 後日口座に振り込み

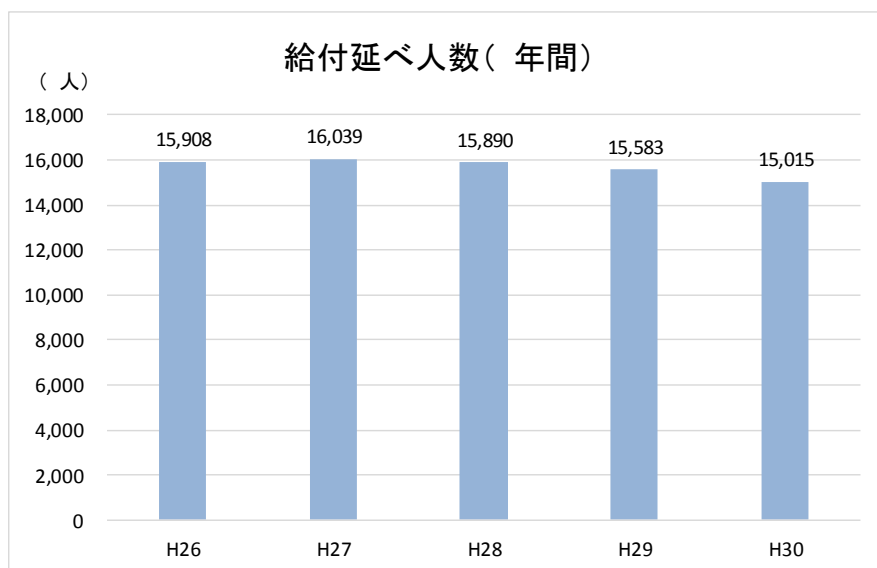
(3) 事業の変遷

（把握できたところのみの記載）

年 月	内容

(4) 事業実績の推移

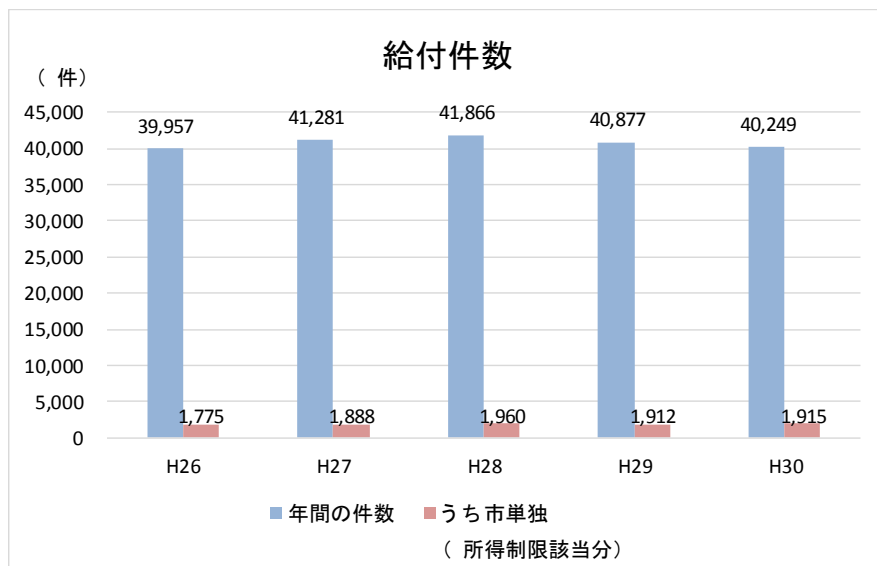
① 重度心身障がい者医療費給付延べ人数



単位：人

年度	26	27	28	29	30
年間の延べ人数	15,908	16,039	15,890	15,583	15,015

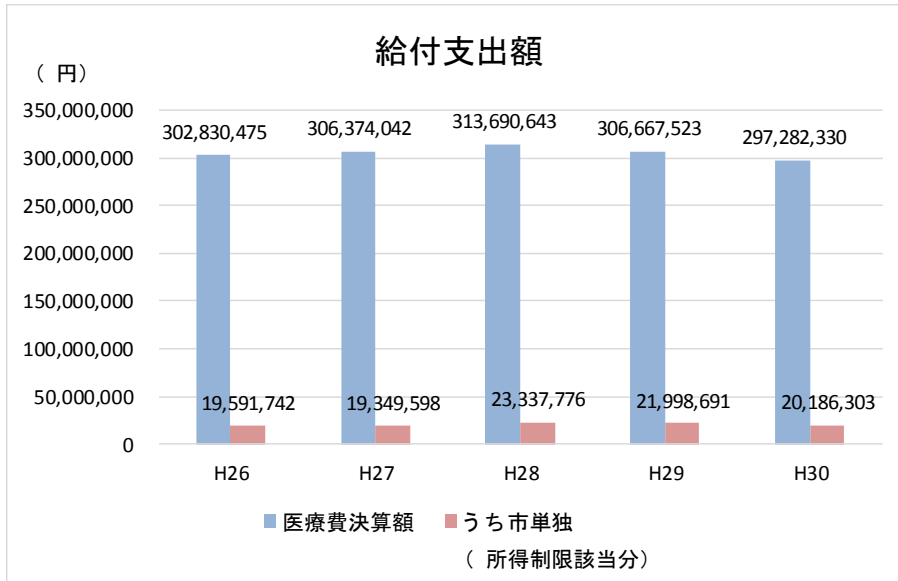
② 重度心身障がい者医療費給付件数



単位：件

年度	年間の件数	内 市単独 (所得制限該当)
26	39,957	1,775
27	41,281	1,888
28	41,866	1,960
29	40,877	1,912
30	40,249	1,915

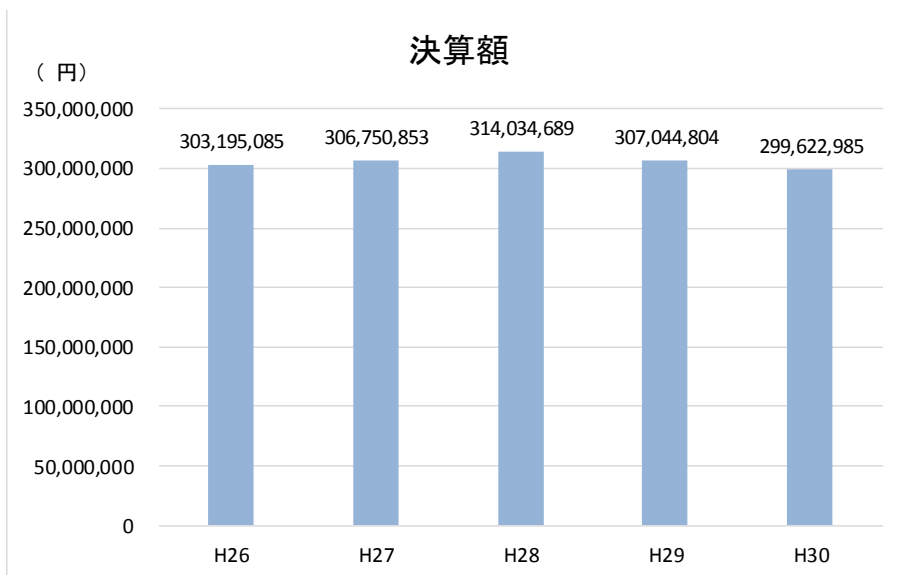
③ 重度心身障がい者医療費給付支出額



単位：円

年度	医療費決算額	内 市単独 (所得制限該当)
26	302,830,475	19,591,742
27	306,374,042	19,349,598
28	313,690,643	23,337,776
29	306,667,523	21,998,691
30	297,282,330	20,186,303

④ 重度心身障がい者医療費給付事業決算額 ※事務費含む



単位：円

年度	26	27	28	29	30
決算額	303,195,085	306,750,853	314,034,689	307,044,804	299,622,985

(5) 他市町村の状況

① 大分市

対象者	身体障害者手帳 1・2・3級 療育手帳 A1・A2・B1・B2 精神障害者保健福祉手帳 1級 ※所得制限あり。 支給対象者またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が 老齢福祉年金の所得制限額以上であるときは支給しない。
-----	---

② 大分市以外の県内市町村

対象者	身体障害者手帳 1・2級 療育手帳 A1・A2 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 精神障害者保健福祉手帳 1級 ※所得制限あり。 支給対象者またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が 老齢福祉年金の所得制限額以上であるときは支給しない。
-----	--

(6) 法制度や社会情勢の変化について

- ・別府市を除く県下17市町村では所得制限を設け、助成の対象から除いている。
- ・令和元年10月受診分から自動償還払いへと制度移行される。
これにより申請がいない制度となるため、支払対象件数は増加すると予想される。
(参考：沖縄県ひとり親医療費自動償還移行増加率は1.064倍)